

習志野市告示第300号

別図1に示す本市の町の区域及び名称の変更について別図2のとおり定めたので、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

平成24年11月1日

習志野市長 宮本泰介

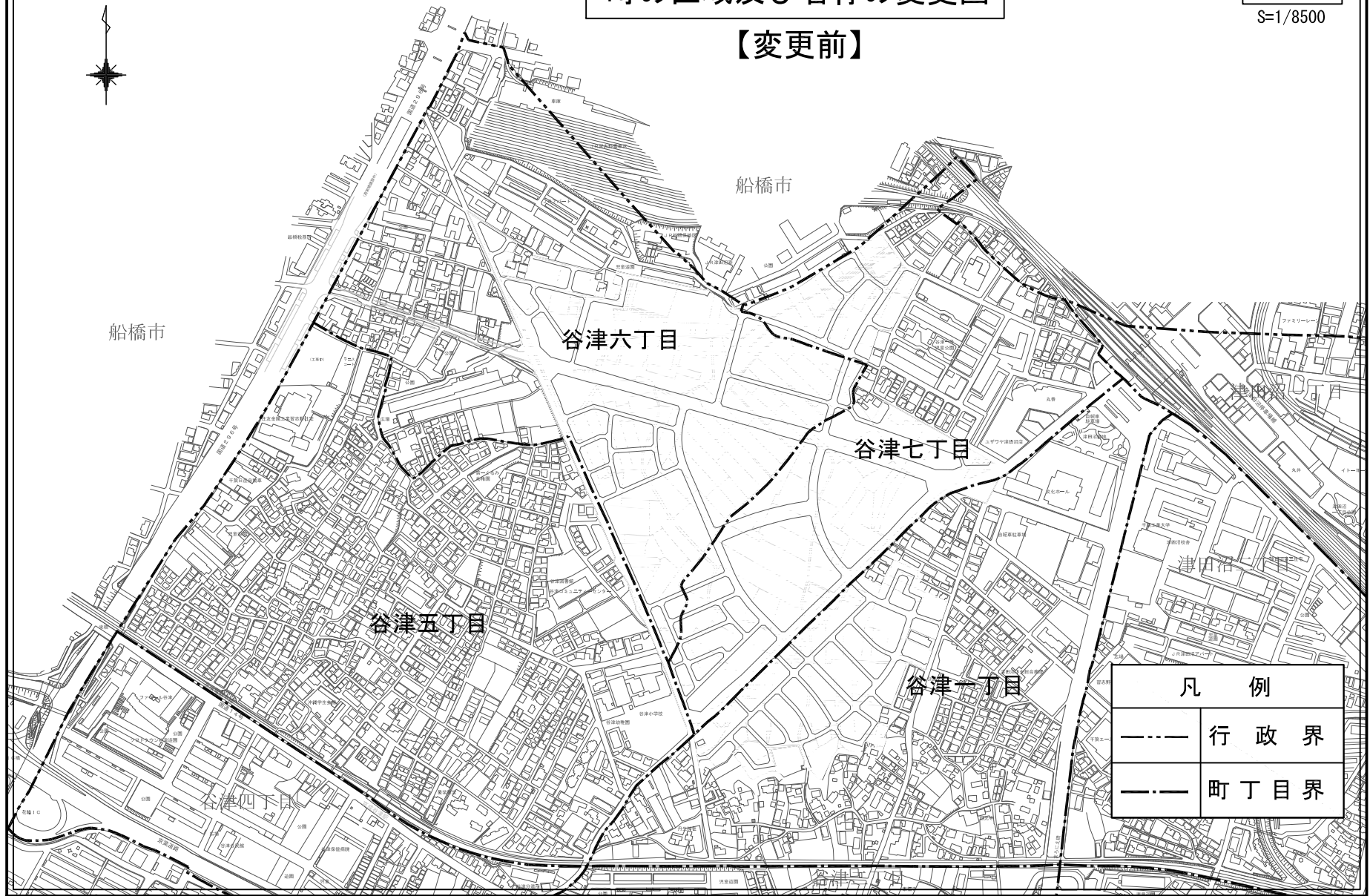
- 1 実施区域 谷津一丁目、六丁目、七丁目の各一部
- 2 実施日 平成25年2月1日

町の区域及び名称の変更図

別図 1

S=1/8500

【変更前】



町の区域及び名称の変更図

別図 2

S=1/8500

【変更後】



凡 例	
-----	行政界
- - - - -	新町丁目界